

鳥取県手話施策推進協議会（第1回）議事録

日時：平成25年12月25日（水）午後1時～3時

場所：とりぎん文化会館 第5・6会議室

（荒田） それでは時間になりましたので、ただ今から第1回鳥取県手話施策推進協議会を開会いたします。開会にあたりまして、平井知事より一言ごあいさつ申し上げます。

（平井） 皆様こんにちは。いよいよ手話施策の推進協議会を今日から立ち上げることとなりました。10月8日は歴史的な日というふうに関係者でも受け止められています。手話言語条例が本県で成立をいたしました。この喜びを一過性のもの、一時のもので終わらせてはいけません。むしろ、これとともにファンファーレが鳴りまして、私たちは、新しい障がい者とともに生きる社会づくりへと乗り出したわけであります。昨日は石橋委員もいらっしゃいますけれども、埼玉県でも手話言語条例を作ってはどうかというシンポジウムがありまして、私も呼ばれて参りました。むこうの埼玉県の上田知事ともお会いをさせていただきました。ぜひこうした条例を埼玉でも考えてもらいたいというふうに申しあげました。お会いして、しゃべったときは、ちょっと渋い顔をされていたんですけども、シンポジウムが終わったあと、お話をしてみると、「今日はだいたい県議会の議員も来ていたし、次の議会は話が出そうだな。」と、こんなようなことを言って帰られました。羽田空港に参りますと、暮れですから、ほかの県の知事とも出会いました。実はわが県でも、手話言語条例を作ってはどうかというような声が上がってきているというお話がございました。「鳥取県からいくらでもご支援申し上げますよ。」というふうに伝えたところであります。問題は単に条例だけでなく、中身、地域社会がいかに障がい者の方にとりまして、住みやすい社会になるかであります。それは行政だけでできるわけではなくて、企業の皆さんとか福祉関係の団体の皆さんでありますとか、学校教育でありますとか、さまざまな局面で力が必要であります。そういう意味では、支援の輪を作っていくといけません。実は今、鳥取県が全国で注目されておりまして、各県、各地域が鳥取に続けというのが合言葉になってきているわけです。それだけに私たちがリーディングケースとして、その内実を作っていくなければなりません。昨日はICTによる手話通訳が本県で開始されました。まだ始まったばかりでありますので、これからどういうふうに発展させていくのか、関係者のお力もいただいて、進めていく必要があります。子どもたちのテキストも3学期を目指して、作成が整いました。これも大きな効果をこれから持ってくるだろうと思います。手話のための研修会を住民の皆様向けに募集をしますと、定員オーバーで受講生が集まるくらい県民の皆様も条例制定をきっかけにして、手話を地域で使える環境づくりの大切さを理解していただいております。鳥取にしかできない手話革命が起こり始めていると思います。ぜひこの協議会で、忌たんのないご意見をいただき、それを施策化しまして、行動を起こし、検証し、PDCAサイクルを回しながら、鳥取県の手話と親しみながら、生きていける環境づくりを進めて参りたいと思いますので、委員の皆様のご協力とご援助をお願い申しあげたいと思います。今日は折しもクリスマスでございます。喜びを分かち合うことがこの日の主旨だと思います。この日、立ち上がる協議会におきまして、地域社会に喜びが分かち合えることを願って

やみません。来る年がすばらしい年になることをお祈り申しあげ、皆様のご健康とご多幸をお祈り申しあげまして、私のほうからのメッセージとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

(荒田) ありがとうございます。知事はここで退席をさせていただきます。

(平井) 失礼いたします。

(荒田) それでは引き続き進めさせていただきます。私は進行を務めさせていただきます鳥取県障がい福祉課の荒田です。本日の会議で皆様方に注意していただきたい点を2点お願い申しあげます。まず1つは配布資料の確認ですけれども、皆様の机のほうに資料を置かせていただいております。この会場の配置図。それから協議会(第1回)次第ということで、本日まとめた資料は、お手元にあると思います。それで次にチラシです。手話の普及啓発のチラシを併せて置かせていただいておりますけれども、皆様、お手元にご覧いただけますか。それでは会議を進めるにあたって注意点・お願い事項がございます。発言をしていただく際には、手を挙げていただき、お名前を名乗ってください。それから発言は早口にならないようにお願いします。それでは本日の会議につきまして、まずは事務局のほうから主旨を説明させていただきます。

(日野) 本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。県の障がい福祉課長をしております日野と申します。それでまずは私のほうからこの手話施策推進協議会の主旨についてご説明したいと思っております。資料の11ページをご覧ください。「鳥取県手話施策推進協議会について」という資料でございます。この手話施策推進協議会は、先ほど知事が申しあげたとおり、今年の10月に成立いたしました手話言語条例に基づいて設置される機関でございます。それで一番の役割でございますけれども、その手話施策推進協議会については、2つの役割を担っていただく予定しております。一つ目が『県が鳥取県障がい者計画において、手話が使いやすい環境整備をするために必要な施策について定める際、知事に意見すること』となっております。こちらはちょうど来年、鳥取県障がい者計画を策定する年でございます。それに併せて手話に関する施策についても、計画の中にしっかり書き込んでいきたいと思っております。それにあたりまして、先ほど知事がPDC Aと申しあげましたが、プラン、計画ですね。計画を立てて、D o、実行すると。次にチェックですね。ちゃんと監視をする。進捗状況を確認する。そのあとA、アクション。また見直しを実施していくと。こういうのをPDC Aサイクルと申しますが、それを回していきたいという、そのための進捗状況についてご意見いただき、計画にはこういったものを載せるべきではないか。こういったようなご意見をいただく機関ということになります。2つ目が『その他、条例の施行に関する重要事項について知事に意見すること』と書いております。こちらは県が行います手話の普及に関する例えば予算とか体制とかそういったところにつきましてご意見をいただくというのが、この手話施策協議会の役割ということになっております。それで2番の定員等ですが、委員は10名です。入っていただく方は、ろうの当事者の方、手話通訳者の方、行政の職員及び優れた識見を有する者のうち知事が任命するということになっております。今回、お入りいただいておりますのは、県ろうあ団体連合会、ふくろう、手話通訳士、手話サークル、あいサポーター、福祉関係としまして、厚生事業団、医療関係で医療センター、教育関係として、聾学校に入っております。

ます。このほかオブザーバーという形ですが、鳥取市、岩美町、伯耆町、それと労働局、NHK鳥取、あと県の病院局、県警本部、あと事務局、障がい福祉課と県教委の特別教育支援課ということになっております。今回、1回目を12月に開催させていただきますけれども、今後もう一度年度内に2月ぐらいに開催させていただきますして、来年、来年はまだ具体的なスケジュールは決めておりませんが、定期的に関催をしていって、特に来年は計画を作りますので、少し多めに開催をしていきたいなというふうに考えているところでございます。県の手話条例をより実りのあるものにするためには、やっぱり色んな方の意見を集約して施策化していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ忌たんのないご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(荒田) ありがとうございます。それでは本日ご出席いただきました委員の皆様、オブザーバーの皆様から自己紹介をいただきたいと思ひます。まず委員の方から自己紹介をお願ひいたします。戸羽委員さんからお願ひいたします。

(戸羽) 皆さんこんにちは。鳥取県ろうあ団体連合会理事をしております戸羽と申します。よろしくお願ひします。

(石橋) 皆さんこんにちは。コミュニケーション支援センターふくろうのセンター長をしております石橋と申します。よろしくお願ひします。

(国広) 皆さまこんにちは。鳥取県手話通訳士協会国広と申します。よろしくお願ひします。

(藤井) 鳥取県手話サークル連絡協議会から参りました藤井と言ひます。よろしくお願ひします。

(今西) あいサポートメッセンジャーとして、日々いろんなところで活動させてもらっています今西と言ひます。よろしくお願ひします。

(小松) 皆様こんにちは。厚生事業団友愛寮の寮長の小松と申します。よろしくお願ひします。

(門田) 鳥取医療センター事務部長の門田と申します。よろしくお願ひいたします。私、鳥取県病院協会事務局の代表として参加していますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(後藤) 皆さんこんにちは。鳥取聾学校校長の後藤です。よろしくお願ひします。

(荒田) それではオブザーバーとしてご出席いただきました方からも自己紹介をお願ひします。それでは鳥取市の富田課長さんから。

(富田) こんにちは。鳥取市障がい福祉課課長の富田と申します。よろしくお願ひします。

(鈴木) 皆さんこんにちは。岩美町の福祉課長をしております鈴木と申します。よろしくお願ひします。

(谷口) こんにちは。伯耆町の福祉課長の谷口と申します。よろしくお願ひします。

(福田) 皆様お世話になっております。鳥取労働局の職業対策課長の福田と申します。よろしくお願ひします。

(八木) NHK鳥取放送局から参りました八木と申します。よろしくお願ひします。

(松本) 皆さんこんにちは。県立病院を所管しています県の病院局の松本と申します。本来ですと局長の渡部が参りますが、本日は所用のため代理で来させていただきます。よろしくお願ひします。

(倉信) 県警本部のほうから参っております。教養課におります。倉信と申します。よろしく
お願いします。

(荒田) それでは事務局のほうから自己紹介をさせていただきます。

(日野) 障がい福祉課長の日野と申します。よろしくお願いします。

(足立) 県教育委員会特別教育課長の足立と申します。よろしくお願いします。

(荒田) 県の障がい福祉課の荒田と申します。よろしくお願いします。

(秋本) 県の障がい福祉課の秋本と言います。よろしくお願いします。

(竹本) 県の障がい福祉課の竹本と申します。よろしくお願いします。

(荒田) ありがとうございます。それでは続きまして、本日は第1回目の協議会ということ
で、協議会長は決まっております。まず協議会長の選出をしていただきたいと思います。事
務局のほうでお願いします。

(日野) 事務局といたしましては、コミュニケーション支援センターふくろうのセンター長で
ある石橋さんがよろしいのではないかと考えております。いかがでしょうか。

(荒田) それでは、石橋委員に協議会長になっていただくということで、協議会長席のほうに
移動をお願いいたします。それでは、ここからの議事・進行につきましては、協議会長のほう
にお願いします。

(石橋) まずごあいさつをさせていただきますと思いますけれども、このたび第1回目の手話
施策推進協議会の協議会長に選出されました。今回、鳥取手話言語条例が制定され、その意義
は本当に深いものだと感じております。やはり全国から強い注目をされているということで、
この手話の施策推進協議会も同じく全国初の取組になるわけです。手話のこと、それから聞こ
えない方のことに関する施策を充実させていくために皆様お一人、お一人のお力をここの協議
会でも出し合う、そしてその形を示して、全国的にもモデルとなるようなかたちが取れたらいい
と思っております。皆さん一緒にがんばっていければいいと思いますので、どうぞよろしくお
願いいたします。そうしますと早速ですけれども、協議に入りたいと思います。平成26年度
の当初予算要求案につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。平成26年度の当初予算要求案について説明をさせていた
だきます。資料の1ページからですが、この要求案の前に資料の6ページから10ページまで、
条例ができたことによる反響ですとか、これまでの県の取り組み状況などを紹介させていただ
いて、そのあとに予算要求の内容を説明させていただこうと思いますので、まず資料の6ペー
ジをご覧ください。手話言語条例は、今年の10月8日に制定され、制定後にさまざまな形で
反響がありました。1番目に条例制定後の反響ということで、新聞やテレビですとか、あとN
HKの手話ニュースでかなり頻繁に取り上げられております。新聞も県内の新聞はもちろんそ
うなんです、他県の信濃毎日新聞等色々な新聞で取り上げられているところです。取り上げ
られ方としても、社説等で扱われることが比較的多く、好意的な論調が多いと感じています。
変わったところだと、ジャパントイムズ、国連広報センターなどがあります。それから(3)
として、県民の声として、県内のろうの方からも「これまではろう者ということは何となく負
い目に感じていた部分があったけれども、これからは胸を張って生きていきたい。」というご

意見もいただいております。それから2番目としまして、手話言語条例は鳥取県で最初にできたわけですが、今月の16日には、北海道の石狩市で、石狩市手話に関する基本条例が可決、成立しています。それと同じ北海道ですが、新得町で同様の条例の検討が行われております。来年の3月に議会に出す予定だそうです。それから、具体的な条例の検討状況ではありませんが、様々な形で、議会の質問に取り上げられたり、盛岡市とか秋田県議会の議員さんが本県に来られて調査をされるとか、手話言語法の制定を求める意見書の採択という形で、手話言語法を国に作ってほしいという意見書がいくつかの自治体の議会に出されています。ただ、一番下にある三重県の松坂市議会は、手話言語条例を松坂市で作ってほしいという請願が採択されたという情報です。それから、次にろうあ団体の動きとしまして、主に手話言語法、手話言語条例を作ろうといった趣旨のシンポジウムがいくつか開催されております。先月の22日には、秋葉原で、全日本ろうあ連盟主催のシンポジウムがありましたし、昨日はさいたま市でシンポジウムがありました。3月には京都である予定ということです。それから(4)が政府主催の全国知事会議で、平井知事と安倍総理がやり取りをしたということで、平井知事の発言としては、拉致の問題とそれから手話言語法、障害者権利条約のお話をされた。安倍総理はこのように、下線の部分が手話で安倍総理が手話で答えられた部分、前向きに答えられたのだと思います。それから3番目が県の取組、(1)は手話推進員の配置、各課に各所属にこの手話推進員という役割を持つ人を置き、この人が職場単位で手話を普及していくと。県庁の中での話ですね。それから(2)は県・市町村の職員向けの研修です。8ページの(3)は手話学習教材作成委員会で、県内の公立の小中学校で手話の学習を進めていくために教材作りを検討しています。入門編については、内容としてはだいたい固まったという状況です。次がこれも学校ですが、手話に関する図書を鳥取県内の学校図書館に配布するものです。これは、この間の議会で成立したものですので、これから実施する取組です。それから、定例会見で手話通訳者が配置されましたし、県立図書館でも手話の本コーナーが設けられています。インターネットでは、「手話チャンネル」という手話の動画を集めたサイトが設けられていて、県職員による手話講座もその中で紹介しています。それから9ページ、(9)、(10)も県職員が色々な形で手話の勉強をやっています。それから、(11)として、手話言語条例の普及という意味で、もう今はテレビ放映は終わり、先ほどの手話チャンネルという動画サイトでアップしている状況ですが、12月3日から9日までテレビCMを流しておりました。それから、フリーペーパー「うさぎの耳」、「つばさ」で手話言語条例関連の広告を掲載しています。それから4番のその他の取組が、ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業です。通常、手話通訳というのは、ろう者と手話通訳者が同じ場所に行うものですが、なかなか短時間の用事だとわざわざ来てもらうというのは遠慮される方もいますので、特にそういった場合に、遠隔というぐらいですので、米子市のコミュニケーション支援センターふくろうの中に、この遠隔手話通訳を担当する手話通訳者が常駐していて、そこをろう者の持っているタブレット端末とをつなぐ、テレビ電話を介して手話通訳を行うというのがこの遠隔手話通訳サービスです。今日の新聞に出ていますのは、県庁の総合受付にタブレット端末を置いたので、そこからつながるようになりますというニュースです。このモデル事業では、ろう者の方それぞれが、今30人という人数を設

定して、モニターになって、それぞれがタブレット端末を持って、その方がタブレット端末を持ち歩いて、使いたいときにそのセンターにつないで遠隔手話通訳を受ける。こういうやり方ができないかということで、試行しているところでございます。それから、10ページです。(2)は手話学習会開催事業費等補助金という企業、団体の中で手話学習会を開催するときに、講師謝金が必要ですので、その分を県が補助するという制度です。この制度を活用して、学習会が開催されている状況です。それから、(3)は手話サークル等助成事業費補助金という手話サークルの活動を活発にさせていただくという趣旨の補助金です。それから、(4)はミニ手話講座で、これ先ほど知事が言っていましたけれども、定員以上の申し込みがあったというのがこの講座でございます。第1回目が12月18日に千代三洋工業で行われ、22人に参加いただきました。その参加者の感想を聞くと、非常に好評で、やはり関心が高まっているのではないかなという印象を持っております。最後がNHKのいちおしNEWSとっとりというニュース番組のワンコーナーとして、手話紹介コーナーが始まっていますということで、ここの取組というのは条例成立後の取組ですが、色々やってきていますということです。こういう状況がありまして、来年度の当初予算を検討しているという状況でございます。それで来年度の当初予算要求案です。1ページをご覧ください。今まさに県庁の中で、この要求の内容が議論されているところですが、障がい福祉課、特別支援教育課で、予算要求している内容がだいたいこのようなものだというので紹介させていただきます。今日の協議会では、この予算要求案の内容に関して、ご意見をいただければと考えております。来年度の予算要求案としまして、まず1番目に聴覚障がい者支援センターという、これはもともと今年の1月に県ろうあ団体連合会の方から聴覚障がい者のための総合的な拠点がないので、これを整備してもらえないかといったような要望が知事のほうにありまして、検討を始めたものです。現在の計画としては、運営主体として一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会を予定しています。手話通訳者の養成・派遣、聴覚障がい者相談員の配置といった機能は、現在、鳥取県ろうあ団体連合会とコミュニケーション支援センターふくろうが受託して実施しているのですが、このろうあ団体連合会とふくろうが統合して、鳥取県聴覚障害者協会を立ち上げようとしています。今は一般社団法人として立ち上がっていますが、これを来年度の4月から公益社団法人にするために取り組んでいるということです。ですので、ここがセンターの機能の運営主体になる予定です。設置場所としては、鳥取市と倉吉市と米子市の3か所に設置すると。そして機能としては、1つ目として、聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくりということで、手話通訳者、要約筆記者の養成・派遣、それから情報提供機器の貸出、磁気ループという補聴器の方が聞こえやすくなるような機器ですね、これの貸出。それから2番目として、聴覚障がい者が身近で気軽に相談できる環境づくりということで、聴覚障がい者相談員をそれぞれ3か所に配置。それから聴覚障がい者の居場所づくりということで、参加型の日中活動の支援ですとか字幕入り映像の貸出事業などを予定しています。それでこのセンターが設置されることによって、拡大する事業というのがあります。1つ目が現在東部だけで実施している字幕入り映像の貸出事業を中部と西部にも拡大する。それから今、中部でやっていない磁気ループの貸出事業を中部で実施する。それから、今協議中ですが、市町村が実施している手話通訳者の個人派遣事業も一括し

て、聴覚障害者協会のほうへ委託するという事を考えています。2番目が鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事で、開催日は来年の10月18日、場所は鳥取市の県民ふれあい会館を予定しています。内容としては、「手話を考える」、「手話を楽しむ」という2つをテーマにしています。手話を考えるという事で、手話施策の先進事例報告、基調講演、パネルディスカッション。それから手話を楽しむという事で、手話スピーチ、聾学校写真展、手話漫才・手話落語、そういったものも県民の方に見ていただければどうかと考えています。それから3番目として、手話通訳者の養成と処遇改善です。まず新しい取組として、手話通訳者トレーナー設置事業を考えています。ろう者が社会参加する上では、手話通訳者の役割は非常に重要です。県内には34人の登録手話通訳者がいます。手話通訳のニーズは、これからどんどん増えていくことが見込まれますので、手話通訳者の養成は重要な課題と認識しています。ただ手話通訳者を増やすと言っても、なかなかすぐに増えていくことにはなりませんので、来年度の当初予算では、手話通訳者34名の手話通訳技術であるとか手話表現技術の底上げを図りたいということ、それから経験にかなりばらつきがありますので、経験の浅い手話通訳者、手話奉仕員の実務経験アップを図りたいということ、手話通訳者を養成するときに手話通訳者自体が不足しているという面もあるのですが、手話通訳者の指導者も不足しているという面がありますので、この手話通訳者の指導者を増やしていきたいということも考えていますので、2名のトレーナーを配置して、この手話通訳者の養成の強化を図りたいと考えております。1名が手話通訳者のトレーナーということで、これは聞こえる方ですね。手話通訳者です。かなりベテランの手話通訳者になるかと思いますが、経験の浅い手話通訳者ですとか、手話奉仕員を現場でサポートしつつ、手話通訳者としてのレベルアップや養成を図っていくという役割の方。それからもう一人はろう者。ろう者がトレーナーになって、手話表現技術の向上とか手話通訳者の指導者の養成といったことをやっていただく。こういった取組を考えています。それから2番目が手話通訳者の設置事業で、これは継続してやっている事業ですが、今年度に入ってから手話通訳の派遣依頼が非常に増えていきますので、体制を充実させたいと考えています。それから手話通訳者の養成研修事業です。これもこれまでやっている事業ですが、来年度は内容を充実させてやりたいと考えています。それから手話通訳者の報酬単価引上げということで、現行の1時間2,000円という単価はだいたい全国平均ぐらいではあるんですが、やや低いぐらいの水準ですので、これを引き上げたいということです。それから手話通訳者の健康管理講習会ということで、頸肩腕症候群という手話通訳者が同じ姿勢でずっと手を動かすことによって、手のしびれ等が出てくる障がいがあります。県内には専門医の先生がいないようなので、他県から専門医の先生に来ていただいて、講演をしてもらおう。健康相談に乗ってもらおうといったことをやってはどうかと考えています。それから次に第4-1としまして、手話の普及で、教育の分野です。学校での手話の普及で、1番目は全ての公立小中学校などで手話の学習を広げていくために手話の学習教材を検討する委員会を設けておりますので、そちらのほうで、教材の作製を進めていくということです。それから次に手話普及コーディネーターの配置、それから次に手話普及支援員の配置ということです。これの模式図が5ページで、右側のほうに手話普及支援員という方がいます。これは、ろう者や手話サークルの方、PTAの保護者の方などが手話の普及を支

援する方ということで、左側のほうに小・中・高等学校などがありまして、この手話普及支援員の方が活動支援をしていきやすいように手話普及コーディネーターという方が学校と支援員の間に入って、手話の普及が円滑に進むように取組を進めていく。そこには、県ろうあ団体連合会、鳥取聾学校、県教育委員会などが協力をして、教育分野で手話の普及を進めていくという仕組みを考えているということです。それから2ページに戻っていただきまして、下から2番目ですね。手話モデル校の設置です。現在、手話学習教材を手話学習教材作成委員会の方で作っていますので、この教材を使って強く手話の普及を進めていくような、そういったモデル校を設定してはどうかということです。3ページの1番上の方に5で、鳥取聾学校幼児・児童・生徒と他校との交流学习推進というのがあります。鳥取聾学校と既にこれまでも交流を進めている小中学校があります。この交流学习自体は、今後も進めていくのですが、モデル校というのは、今の想定では、聾学校と交流がある学校ではなく、これまで手話になじみがなかった学校をモデル校に指定して、そこで手話の普及を進めていく。これがモデル校で、後の方で出てくる交流学习を推進する学校とは少し違うものです。それから児童生徒による動画・マンガ制作です。児童生徒により、手話での身近な鳥取県の魅力を紹介する動画を募集して、優秀な作品を表彰します。それからマンガ王国という取組を鳥取県でやっています。確かマンガ王国の応援団で高校生がいますので、そこの高校生とコラボレートしまして、手話マンガを作る。そういう形での普及も図っていききたいということです。3ページ、聾学校教職員による出前講座の開催ということで、これもこれまでにやっているものですが、力を入れていきたいということです。そして交流学习ですね。第4-2は教育以外の手話の普及です。県民向けのミニ手話、企業・団体で開催する手話学習会への補助、それから手話サークルの補助と先ほどのイベントといったメニューを考えています。それから第5-1としまして、手話を使いやすい環境の整備。これは教育の分野でございます。鳥取聾学校に地域支援部という部門がございます。ここが0歳から5歳児、小学校に上がるまでのお子さんの相談支援を行っているところですので、そちらの体制を強化して、聾学校が地域のろうのお子さんの教育の拠点になるような、そういった形での充実を考えています。それから教職員向けの手話講座の開催、開催経費の補助、教職員の手話検定の助成などを教育の分野で考えています。次に第5-2、教育の分野以外の手話を使いやすい環境整備です。一つ目が先ほど少しお話しました遠隔手話通訳サービスのモデル事業。予定としましては、来年度末までこのモデル事業は継続をして、利用状況等の様子を見たいと考えています。次に手話ガイドの作成です。4ページ、これまでは行政機関が県内の観光地を手話で紹介することはありませんでしたので、だいたい文字で書かれた情報でろうの方は内容を把握していたわけですが、この手話ガイドは、県内の観光地を地元のろうの方に紹介してもらおうと。それで日本語に戻した内容だけではなくて、地元のろうの人がろうの人に手話で教えてくれると。こういった動画を作ってみてはどうかと考えています。それから4番目として、とっとり手話研究会への補助ということです。手話にも方言があり、地域で使われる手話がありますので、そういったものを少しずつ整理しつつ、記録して行って、地域の手話として保存していく。そういった取組に対して支援をしてはどうかということです。それから5番目としまして、聴覚障がい者の相談員の設置事業で、なかなか聞こえないというこ

とによって、それが文化的な違いにもつながっていきますので、職場なら職場で、聞こえないことに直接原因がある場合もありますし、文化的な違いによって職場でトラブルになったりすることがあるようですので、基本的にはこの聴覚障がい者相談員というのはよろず相談に近い内容だと思うのですが、この聴覚障がい者相談員というのを東部と中部と西部に配置をして、相談体制を充実していくということです。それから第6として、最後にこれは県職員の話です。今年もまだやっている途中ですが、窓口等で役立つ手話研修、新規採用職員の研修科目に手話講座を導入してはどうかということも考えています。予算要求案の説明としては以上です。

(石橋) ありがとうございます。先ほどの事務局からの説明で、鳥取県手話言語条例の反響、そして取組状況を踏まえた上での平成26年度の当初予算案、要求内容についての説明がありました。委員の皆さん、今回事務局に対して何かご質問ですとかご意見ですとかありましたら遠慮なさらずにご意見をお願いします。意見の範囲は限定しません。どんな形でも結構ですので、ご自由にご発言いただければと思います。

(藤井) 藤井です。質問です。2ページの4-1学校での手話の普及の中で、手話学習教材作成委員会というのが設置されているようですが、そこは構成員とかどなたがされているんでしょうか。教えてください。

(石橋) 事務局のほうで回答をお願いします。

(足立) 特別支援教育課長です。構成員メンバーについては、まずは聾学校の関係で、鳥取聾学校の校長先生、そしてひまわり分校の教頭先生、それから小学校中学校長会を代表して、小学校長の方、それから中学校長の方が1名ずつ。それから鳥取聾学校ひまわり分校と交流をしている、先ほどの事業にもあった交流校が小学校2つ、中学校1つ、高校1つという4つの学校と聾学校が交流をしておりますので、それぞれの学校の関係者、校長先生あるいは学校の先生に入っています。それから学校現場ではなく、今度は教育委員会のほうとして、4市の教育委員会を代表して、倉吉市の教育長さん。それから郡部の教育委員会を代表して、湯梨浜町の教育長さんに入っていますし、関係団体として、県のろうあ団体連合会から石橋さんに入っています。そのほかオブザーバーとして、全日本ろうあ連盟の西滝理事にも参加をいただいています。以上のメンバーで構成しています。

(石橋) よろしいですか。

(藤井) ありがとうございます。実をいいますと、先ほどありました松本若菜さんのCMがありますよね。あれを見ていて、この手話はどうかだろうというのがあるんです。例えば若菜さんはこうされたんです。聞こえる人という意味なんですけれども、本当はこうなんですけれども、こういう表現をされたんです。それを見ていてあれ?と思いました。あのように入不定多数に発表するCMを作る段階で、こういうチェックができなかったのと、どなたがチェックされたのか。若菜さんは手話をご存じないと思うので、誰かに教えていただいたと思うんですけれども、そういうチェック機能というか。これは学校教材ですよ。学校に配布されて、子どもたちが学んだりする教材なので、チェック体制をきちんとしてほしいという希望です。よろしく願います。

(石橋) では、よろしく願います。

(足立) 特別支援教育課です。教材の作製については、実際に写真等を使っているんですが、すべて写真は聾学校のろうの教員に出演をしていただいて、手話をやっていただいている写真を撮っていますし、事務局は今、聾学校にさせていただいておりますので、聾学校の先生方にもきちんと見ていただいております。ご心配があった点については十分気をつけていきたいと思っております。

(後藤) 補足です。今、課長からありましたけれども、本校は4名、聴覚障がいの教員がいますので、その教員がモデルとなって、あいさつとか写真を4・5枚出しております。もう一人教育センターのほうに一人聴覚障がいの主事がありますので、計5名の男性が3名、女性が2名で、だいたい順番にそれぞれ日常会話を80ページぐらいの教材を検討しておりますので、大丈夫と思います。

(藤井) ありがとうございます。今写真で説明しているという説明がありましたけれども、写真と文章というのは、とても分かりづらいとか勘違いしやすいところもあると思うんです。例えば、これは「こんばんわ」のあいさつするときなんですけれども、これをこういう矢印が例えば付いていたとすると、こうやって見るとこうなりますよね。こうではなくて、こうなるんですよね。私たち知っているものからすれば、こういう意味かということはわかるんですけれども、初めて手話に触れる人にとっては、写真と文章だけが頼りなので、やっぱり指導する人がきちんとしないといけないなと感じています。よろしくをお願いします。

(石橋) ありがとうございます。よろしいですか。手話のコマーシャルに関して何かありますでしょうか。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。松本若菜さんのCMですが、東京のスタジオを借りて撮影してまして、以前手話通訳者をされていたという方が行って指導されたと聞いています。あの動画を撮影した会社がこの人をお願いをして東京まで行ってもらって、その場で指導されたと聞いていますが、いただいたご意見は、同じことを他の方にも既に言われていまして、十分反省しておりますので、今後は重々気をつけたいと思います。すいません。

(谷口) よろしいでしょうか。

(石橋) どうぞ。

(谷口) 伯耆町の谷口と申します。まず1点、この組織についてお尋ねしたいと思います。委員とオブザーバーに仕分けがしてあるようです。条例見ましても、そういうところは一切ないわけで、10名がたぶん少なかったから、こういうふうにされたのかなと思ったわけですが、まず1点、委員とオブザーバーはこの組織の中でどういう役割でどういう違いがあるのかということをお伺いしたいと思います。もう1点ありますが、まずその点をお願いします。

(石橋) それでは事務局のほうから回答をお願いします。

(日野) まず委員とオブザーバーの違いという話ですが、鳥取県の今の方針としまして、できるだけ多くの県民の方に、多くのこういった審議会とか協議会に入っていただきたいという方針があります。そういう中で、一人の方に正式な委員になっていただくところは、できるだけ1か所に絞ってより多くの方に入っていただくというのが原則になっています。ただ、実際問題、市町村の方々、県の施策・政策を推進するような審議会をやるときに、当然、特に福祉分

野は、市町村の方々、鳥取労働局さんとか行政機関の方々というのは、いっぱい入っていただかないとなかなか難しい面もあります。ということで、委員の当事者につきましては、基本的には、行政以外の方に入っていただく考え方でやっています。一方で行政の方につきましては、オブザーバーという形で入っていただくという整理をしています。それで委員とオブザーバーの役割、違いの面でいいますと、率直に申しあげると、オブザーバーの方々と正式な委員の方々について、あまり大きな違いはないと考えています。あくまで手話の施策推進協議会について、県の施策について、大所高所からご議論いただくという考え方に立ってみれば、特にそこらへんを大きく分ける必要もないのかなと思っていますので、それほどきちっと分けるという考え方は今は持っていないところです。

(谷口) 協議会の次第がありますよね。この中に行政機関職員というのもここに明記されて、委員さんの中にもおられますけれども。次第の中に行政機関と明記されてはどうかと思います。それと予算の説明をしていただきました。まずは計画に置いておられるのかなと印象を持ちますし、教育的なところもございしますが、今県内に聴覚障がい者の方がいて、手話が理解できる、使える方というのは何人おられて、どれくらいの方が理解できるのかということをお聞きしたいということと、ここにいろんな制度・事業の予算要求をされているわけですが、現状として、どういうことになっていて、どんな課題があって、どこに目標を持っていかうとしておられるのかなということをお答えされる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。もう一つ伯耆町の状況を少しお話させていただくと、実は障がい者計画を確認してきましたら、1級が21年度のときには7名おられたんですが、今1名しかおられません。2級が9名ですね。あと4級が四十数名、どんと飛んで、6級が3ケタの数字になっているということですね。6級とか5級の方々について、4級以上ぐらいになると、手話に向かっていくよりも、どちらかという補聴器、補聴器を持たれたほうが良いというふうな方向になられると思うので、この手話というのは、やはり重度の方でしょうかね。そういう方がおられるということの問題意識を持ってないというのが我々行政、自治体としての認識として持っております。だからといって協力をしないという意味ではありませんけれども、そこらへんのところを感じています。それともう一つは平成28年4月に障害者差別解消法が施行されます。当然、配慮が我々自治体には義務として発生してくるわけですので、こういうコミュニケーション支援、手話も配慮の一つですので、そういう観点での問題意識を持っています。職員等の教育もしていかなければならないと思っているわけですが、なかなかちょっと響かないというか我々のそういう自治体としての、伯耆町だけの話なのかもしれません。私だけの感覚なのかもしれませんが実はそういう感想を持っております。答えられる範囲で答えていただければと思います。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。何点かございましたので、ちょっと順次答えさせていただきます。もしも漏れていたら後で教えてください。まずは県内の聴覚障がい者の数でございますが、手帳をお持ちの方が3,000人程度。2,900人くらいですね。そのうち、手話が必要な方が、これはちょっと本当推計ですが、500~600くらいというふうに考えています。ですので、人口で言いますと0.1%くらいという感じですか。県内の数はそんな感じですか。続きまして、来年度の施策についてどこに目標を掲げていくかという話です。それでちょっと先のこと

を申しあげますと、この手話施策推進協議会で、今度計画の話の特に来年度していただきますが、最終的なパチツとした目標はその中で定めていくことになると思います。来年度の予算については、計画がどうなるかはまだわかりませんが、とりあえず今手話言語条例を制定し、いろいろ議論する中で、問題点、ここが課題だなと思ったところについて、そのうち補正予算で対応できなかったところを当初予算でやっていくという考え方で整理をしています。それで、例えば聴覚障がい者支援センターですね。これはご要望いただいていた東部・中部・西部の各圏域に、身近なところに拠点が欲しいという話に対応するものです。それと手話通訳者のトレーナー、質の部分。そこもしっかりやっていかなきゃいけないということ。それと、議論として大きいのは、一つ教育面ですね。ここはやっぱり中長期的に考えると、子どものうちから少しでも手話に慣れ親しんでおくのと聴覚障がいの方とか、ろうの方への理解が進むだろうということで、重点的にやっていく必要があると思っています。それと全国初ということで、モデル事業でありますICTのタブレット端末ですね。こちらモデル期間が来年度いっぱいと考えています。ですので、最終的にその目標については、来年度特にここの協議会でご議論いただいてやりますが、その前に当面やっておくものを盛り込もうという考え方です。それと、障害者差別禁止法の関係とか、あと基礎自治体としてというお話がございました。まず障害者差別禁止法の関係でいきますと、施行が平成28年4月1日です。それで今ちょうど国のほうで基本方針というのを検討しているところで、それが今年度中に出るという話だったと思います。各分野ごとのもう少しブレークダウンした、こういうのが差別に当たりますよみたいな話が来年度に検討されるという感じになると思います。それでこの手話の関係は、先ほど谷口課長さんがおっしゃったように障害者差別解消法にも通じるものがあるって、障がい者差別はいけませんよという法律から規制が来るのが禁止法の方の話で、条例の方は手話に親しみましょねという形で、そういう間接的な差別をできるだけなくしていきましょうというどちらかというプラスのアプローチ。そういうものだと思っています。おっしゃる通り特に町とかのレベルですと、人口も非常に少ない、たぶんろうの方の数は非常に少ないと思っています。先ほど人口の0.1%ぐらいといいましたが、例えば3,000人の町でいけば本当に一桁というレベルになると思います。ただやはり県としては、この手話の関係というのは、～障がいを知り共に生きる～というあいサポート運動がございましたけれども、そこに通ずるものです。それで障がいは分けていけば分けていくほど数も少なくなって、ただ多様な種類があるので、それが積み積み積ると非常に多くの障がいをお持ちの方がいらっしゃるということなので、一つの切り口ではありますがこの手話を含めて、様々な障がいの方に対する差別の解消、理解の促進、そういったものにしていきたいと思っていますので、お気持ちはよくわかりますが、ぜひご協力いただければ。協力しないというわけではないということは、重々承知ですけれども、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

(谷口) ありがとうございます。

(石橋) はい。ご説明ありがとうございます。先ほど谷口委員のほうから出された意見はとても貴重な意見と感じています。というのは、3年後に平成28年に障害者差別解消法が施行されることは決まっています。それまでの間、私たちが意思疎通支援。また聴覚障がいにかか

わる支援。この差別事例は少なくても事例があまり含まれていません。これから私たちが、手話施策推進協議会の中で、キチンと国に対して提言をしていく役割があると思います。この協議会も施策推進協議会も含めて提言をしていかないといけない。手話施策推進協議会と障がい者施策推進協議会の意見を合わせて国に提示していくべきだろうと思っています。それ以外にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(国広) 国広です。9ページについて、質問させていただきたいと思います。(11)の手話言語条例の普及啓発というところで、ウというのがあります。それでウの中で、DVD、あるいはリーフレット等も作成中ですということですが、これは例えばどんな方法で作った後、周知をしていくのか、方法ですね。例えばリーフレットであれば、各家庭に1部ずつぐらいは配布するのか。それから今日お配りになったこれですね。こういう物は普通関係者のところにドンとあって、そういうあまり関係ないと思われるところはほとんどない。目にしない例が多いものですから。これを本当にキチンとPRしようと思えば、そのDVDがどんな方法で周知されるのかとか、リーフレットをどうやってどんな方法で周知されるのかとか、そのあたりのことを作成中ということですので、作成後の予定を少しお聞かせいただきたいと思います。

(石橋) 事務局お願いします。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。リーフレットは本当にこの間できまして、こっちを作ったときは作成中だったのですが、その後にこれができました。リーフレットは枚数を今5,000枚ぐらい作っているんですが、これからちょっと増刷も考えていかないといけないんですけど、おっしゃる通り関係者のところにたくさんあるという状況はよく見ますので、この場合はローソンとかファミリーマートに置いてもらおうかと思っています。もちろん関係団体、市町村、あいサポート企業には、ある程度お配りすることにはなるんですが、コンビニに置いてみようと考えています。ちょっと全戸配布するともすごいお金がかかるので、そこまではちょっと考えていませんが、コンビニであれば比較的取りやすいかなと思います。3か月ぐらいは置いてもらえる話になっています。それからDVDは、これから作るのですが、これも枚数的には、500くらいしか予算の都合もあって作れないので、そうなるよりはやはりこちらはちょっと、あいサポート企業、学校、そのあたりに配ってしまうと終わってしまうのかなという枚数ではありますが、そこは貸し出しとか、そういう形で工夫してみてもいいかなとは思っています。限りある枚数を有効に使えるように考えたいと思います。

(石橋) ありがとうございます。国広委員よろしいですか。

(国広) 今の質問については、わかりました。

(石橋) ほかに。戸羽委員お願いします。

(戸羽) 質問です。戸羽です。手話言語条例が制定された後、鳥取県職員の皆さまが、手話であいさつされるという場面がずいぶん多くて、依然と比べてずいぶん環境が変わっているなということが、ろうの関係者が同じように実感をしています。手話推進員という方が配置されるということですが、具体的に教えていただきたいんですが、今県内に何人いらっしゃるのか。どこに推進員が配置されているのか。どのぐらいの範囲で置かれているのか。例えば病院局などですか。そのあたり、すべての課所に配置されているのか、そのあたり具体的に教えていた

だきたいんですけども。それともう一つ。手話学習会の開催事業についてですけども。学習会等を開催するにあたって、補助金の申込みがたくさんあるというお話でしたけれども。例えば企業ですとか、社会福祉法人、そしてNPO団体等、割合をお伺いできればと思います。

(石橋) 手話推進員の件。学習会の開催状況等も聞きたいということでしたが、その2つについての質問がありますので、それについて事務局の方から説明をお願いします。

(荒田) 県障がい福祉課の荒田です。私の方から手話推進員についてお答えさせていただきます。人数は県の知事部局、教育委員会、警察、病院、色々な委員会。全ての所属で1人配置をいただいています。基本的には、障がい福祉課、特別支援教育課とかそういう課で1人という配置ですが、中には所属によっていくつかまとめて推進員を置くというところもありますので、基本は各課に1人と理解してください。全体の人数としては、ちょっと正確な数字は今持っていませんけれども、270名ぐらいだと思います。この手話推進員の役割としては、職場の中で、例えば朝礼で手話の勉強をするとか、何か手話に関する取組について、職場の中でリーダーシップをとって声かけをしていただくとか。「みんなでやろうぜ」と呼びかけていただくような、そういう旗振り役をしていただいています。ですので、こちらからは具体的にどういう役職の方になっていただくとか、あまり細かいことは指定をしていません。管理職の方というところもありますし、若い職員の方がみんなの代表で引っ張っていくということもありますし、職員の中にも手話を勉強している方や手話を使える方がいらっしゃるのです、そういう方がリーダーになっているケースもあります。それぞれの職場の朝礼で手話の勉強をしたり、何かそういう取組を推進していただく方が手話推進員です。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。手話学習会の補助金ですが、10ページの(2)のところ。本文があって、『次のような企業・団体で手話の学習が始まっています』のあとに括弧で(立川郵便局/トマトの会)と書いてあるところ。これが今正式に決定しているところです。これ以外にも、まだ正式に決まってないのですが、株式会社とか。株式会社さんからもいくつか問い合わせを受けておまして、いずれ使いたいといったような話はこれ以外にも聞いております。今正式に決まっているのが、この7つの団体。それぞれが1回ずつというわけではなくて、一つの団体で3回やるところもあるので。全部で10回ちょっとぐらいの回数がこの補助金を使って開催をされている状況です。

(戸羽) わかりました。説明ありがとうございました。次に先ほどの学習会の補助の関係は非常に大切なことになると思います。対象者についても広報の方法はどのようにされてらっしゃったんでしょうか。そのあたりお聞かせいただければと思うんですけども。

(石橋) 広報について、事務局で説明をお願いします。

(秋本) 学習会補助金の広報ですが、あいサポート企業等にまず配り、関係団体に一通り配り、そのあとに商工会議所が出す会報がありますので、そこに折り込みで2,700社ぐらいの会員に配ってご案内しています。あとホームページ等もですね。

(石橋) よろしいですか。他にご質問は。

(今西) あいサポートメッセンジャー今西です。2ページの4-1なんですけど。説明してくださって、いろんなところで、東・中・西とキッチリとしていきますというような説明でしたが、

括弧の2の部分のコーディネーターの部分は、東部・西部地区に各1名ということで中部がないんですが、何かここは意図があるのか教えてください。

(足立) 特別支援教育課の足立です。東部・西部と置いています、今鳥取聾学校の本校、西部にひまわり分校がありますので、ここを拠点に1名ずつ配置することを念頭に置いています。中部にないという部分がありますが、学校の分担としても本校と西部のひまわり分校とでエリア分けて担当していますので、まずは学校を拠点に活動するというイメージで2名を配置したいと考えています。

(石橋) よろしいですか。ほかにご意見ありませんか。

(国広) 国広です。意見になるのか、質問になるのか、ちょっとわからないんですが、まず1点は、1ページの第1ということで、聴覚障がい者支援センターのところ。ここの2のところに設置の経緯というので、鳥取県ろうあ団体連合会という名前と、それと3番目の(2)のところ、運営主体というので、一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会があって、その下に米印が2つありますね。ここもちょっと混乱していて、私よくわからないのです。例えば今日委員としてご参加のその肩書きを見ますと、鳥取県ろうあ団体連合会となっていますが、この運営主体というのは、団体がうんぬん。これはもうすでに設立をされたのかどうか。ちょっとこのへんが混乱しているので、そこをお聞きしたいというのがまず1点です。一つ一つのやり取りのほうはよろしいですか。それともいくつかですか。

(石橋) 協議会長ですが、これは戸羽委員の方から説明をお願い致します。

(戸羽) 戸羽です。鳥取県ろうあ団体連合会の方から要望して、聴覚障がい者センターを3圏域に設置してほしいと申しあげています。聴覚障がい者センターというのは、運営主体についてですが、鳥取県ろうあ団体連合会とコミュニケーション支援センターふくろうという2つの団体があるんですが、この2つを合体させた形で、新たに法人を作るということで、現在、法人の設立準備委員会というものも立ち上げて議論を積み重ねてきています。そして、今一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会を設立しています。8月23日に協会を、一般社団法人として設立したわけですが、趣旨・理由としては、将来的に公益社団法人を目指して、公益社団法人の鳥取県聴覚障害者協会を作っていくという方向性があったものですから、今、ふくろうはNPO団体です。ですからNPO法人から公益社団法人のほうに移行するという考え方があったんですが、NPOから一足飛びに公益社団法人を目指すということが難しいということでしたので、まずその前段として一般社団法人の聴覚障害者協会を立ち上げて、その次に公益社団法人に移行するという流れで、設立準備委員会で確認をして、今準備を進めているところです。ちょっと説明がうまくありませんので、申し訳ありませんが、何かあれば補足をお願いします。

(石橋) 改めまして石橋です。ちょっとその説明については補足をさせてください。まず、一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会という団体ですけれども、もうすでに実在しておりまして、この団体は、公益社団の認証を受けるために、まず必要な団体であったということが一つあります。一般社団法人聴覚障害者協会というものがなければ、公益認証が受けられないということです。そのために今、一般社団法人の鳥取県聴覚障害者協会として、公益社団法人の認証を受ける手続期間になっています。鳥取県ろうあ団体連合会、そしてコミュニケーション支援セ

ンターふくろうというのは、今もそのままの団体としてあるわけですがけれども、一般社団法人の協会というのは、あくまでも公益認証を受けるための団体であるということです。4月に公益認証が受けられれば、今ある鳥取県ろうあ団体連合会とふくろうが合体して法人に一つにまとまるということになっているんです。一般社団法人がないのに、いきなり公益社団を作ることが難しいということでしたので、まず一般社団法人を作っておいて、そして公益に移行するという準備で今進めているところです。

(国広) わかりました。じゃ、次の質問よろしいですか。それに関連してですが、そうすると、来年の場合には、一般社団法人鳥取県聴覚障害者協会が、3センターはこれを運営するという予定で予算付けがあるというふうに理解をしてよろしいですね。

(石橋) そのあたり事務局から説明をお願いします。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。3か所は鳥取県聴覚障害者協会さんをお願いをするということを今考えています。そういう前提で予算を要求しているところです。

(国広) わかりました。じゃあ質問よろしいですか。それに関連してです。実は、今、鳥取市の場合には、鳥取市社会福祉協議会に鳥取市が委託をして、現在のコミュニケーション支援事業を実施しています。そうすると、もしもまだここは先ほどの事務局の説明によると今、市町村、市町と協議中であるということで、どうも結論にはいたってないような雰囲気でのお話ぶりだったと思うのですが、もしも3か所で実際に運営をするということになると、鳥取市の今、社会福祉協議会に委託をしている事業がそのままいくということになると理解をされているのでしょうか。2ページの第3、手話通訳者の養成と処遇改善というところにつながってくるんですが、手話通訳者の設置事業、養成研修事業、それから健康管理講習会などがこれらとかかわっていくのかなと理解しているのでしょうか。そうすると、例えば手話通訳者が現在は鳥取県の場合、34という数字でしたっけ。34となると、その鳥取市で今動いている設置の手話通訳者であるとか、あるいは登録されている通訳者、そのへんのところがどうなっていくのかなという、それがよく見えないので、そのあたりのことを教えていただきたいと思います。と言いますのは、鳥取市の登録手話通訳者も三十何人ぐらいいるんですが、簡単にはプラスにできないですね。なぜかという県と市にダブルで登録をしている人があるので、単純に鳥取市の登録手話通訳者をプラスはできなくて、例えばそのうちの半分ぐらいが、合わせると50人になると。例えば単純計算なんです。そうすると当初手話通訳者の目標数をもうちょっと増やそうとなると、これで多くなる。そうすると目標は達成できる。数字だけ見るとね。そのような状況になると思うんですが、ご説明いただきたいと思っています。

(石橋) 事務局お願いいたします。

(日野) 障がい福祉課長の日野です。まず聴覚障がい者センターの関係ですがけれども、今、最終的に東部の市町村さんと、あと県と当事者の団体を含めて、最終調整をしているところです。なので、資料にも予定と書いてありますけれども、その方向で行きたいなどは考えていますが、最終的には、それぞれ市町村と県で、議会の議決が必要になってきますので、まだ最終的に確定したわけではありません。おっしゃった点については、例えば数字の話ですね。鳥取市に登録している手話通訳の方と、あと県登録の方で、例えば合わさって、計画の目標値が…という話

がありましたが、目標については、正直いうとあまりそういうテクニカルなことをするつもりはありません。計画は計画として、また来年しっかりとパチッと立てればいい話で、それで仮に鳥取市にしか登録してなかった方が、県にも登録していただくようになって、登録手話通訳者数が増えたとしても、それは見せかけの数字なので、あまりそこらへんは細かく考えているわけではございませんが、それは来年決めたいと思っています。あと、手話通訳者の設置事業、養成研修事業の話がありました。ここらへんも聴覚障害者協会さんが設置されれば、たぶんそこをお願いをするという話になると思いますが、ただ今事務局が示している資料については、あくまでも県の事業についてです。例えば報酬単価の引き上げという話も県の団体派遣の方の話です。健康管理講習会の方もこれは県でやればいいのかなどと思っていまして、基本的には県の話と考えていただければ。

(国広) わかりました。

(石橋) 残り時間もわずかになっておりますが、予算にこだわらずに自由な意見交換ができればと思っておりますが、ご意見をまだ言われてない方いらっしゃればいかがですか。

(藤井) 藤井です。今お話に出ました資料2ページの3の5、手話通訳者の健康管理講習会に関してです。私は専門で手話通訳をしているわけではありませんが、腕に痛みを感じたりすることがあります。でもこれは年齢から来るものかな、どっちかわからない。でも専門医に診てもらうほどではないかな。そういうふう迷っている人がたくさんいると思うんです、通訳者の中には、やっぱり定期的に年に一度ぐらい専門医に診ていただく機会を作っていただくと健康管理になるのかな。これからもっともっと手話通訳者が通訳の現場に出る機会も多くなると思うので、もっと負担が増えると思うんです。講習会聞くのもいいんですけど、もっと現実的に私たちの身体を見ていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(石橋) 事務局お願いします。

(日野) この健康管理講習会ですが、手話言語条例を作る際の研究会におきまして、ご意見をいただいたものです。関係の方々と話をしていると、この頸肩腕症候群に関する専門医の方が、滋賀県の病院にいらっしゃるということで、実際手話通訳者の方に滋賀に行ってもらうとか、あとお医者さんに定期的に来てもらうというのは、なかなか難しいと思っております。それで今回、来年度予算でやろうと思っておりますのは、例えば手話通訳の方の研修に合わせて、専門医の先生に来ていただいて、まず基礎知識の話をしていただいた上で、ちょっと診断まではできないかも知れないんですが、健康相談みたいところをやってみてはどうかということで予算要求に向かおうと思っております。診断だと色々な機器が必要になることも考えられるので、まず来年は健康相談ぐらいからやらせていただければと思っております。

(戸羽) 戸羽です。強く要望したいところなんですけども、2ページです。第3の手話通訳者の養成と処遇改善について、とても大事なところだと思っております。今、手話言語条例が制定されたことで、通訳者の派遣が依然と比べて、とても増えています。また専門性が必要な場面も増えています。それからその指導者を養成すると言いましても、その指導にあたるのも経験のある手話通訳者が対応しているという、通訳と指導を兼務しているという実態です。聞こえないことが何かとか、地域からの講習会のニーズも非常に増えてきていて、非常にいいことで

はあるんですが、ろう者も実際指導していくということにちょっと負担があるというところも出てきているということもあり、手話通訳者の指導の場面の質、指導の質を下げないということに苦慮しているという実態があります。予算の中に書いてありますけれども、トレーナーを各1名ずつ予算要求されるということで、1名ずつということが、聞こえる通訳者とろう者ということで、ぜひこれについては実現していただきますようお願いしたいと思います。

(石橋) 今の要望でしたけれどもどうでしょうか。

(日野) がんばります。

(戸羽) できそうですか。

(日野) 来年度の予算については、手話の関係は他事業に比べると査定のタイミングが遅くてたぶん年明けぐらいになるのかなと。まだちょっと見通しはよくわかりませんが、担当課としては、できるだけことはしたいと思っていますので、応援をよろしくお願いします。

(戸羽) 応援しています。

(谷口) 今、手話をされているお姿を見て、素朴な質問をさせていただきます。どういう方法で手話を身に付けられたのかなということと、どれぐらい期間がかかるのかなというような、どれぐらい勉強されて来られたのかなと素朴な疑問を持ったもので、もしよかったら教えていただけたらと思いました。

(石橋) オブザーバーの委員の方から質問がありましたけども、どうでしょうか。

(谷口) まずは、どういう方法で身に付けられたのかなという、なんか本があるのかなと。

(手話通訳者) 私は学生のときに手話にかかわるサークルに所属をしていて、そこで覚えていたんですけども。日常的に手話を使う場面を意図的にかなり増やして、通訳業務に専任になってからも結構あるのですが、やっています。ただ、戸羽委員からも話がありましたが、かなりネイティブの方に近い通訳というのは、非常に難しく反省ばかり。二桁になりましたけれども経験年数が。非常に難しい作業だなと感じています。

(谷口) ありがとうございます。普通に会話って言いますか、私みたいに全く心得のない者が始めたとして、50を過ぎた人間ができるようになるのでしょうか。普通に会話ができるようになるものなのですか一般的に。

(石橋) 手話関係者の委員から。年齢にかかわらず、そういう習得ができるかというお話で何かアドバイスをお願いしたいんですが。

(国広) 国広です。アドバイスではありませんけども、やる気さえあればできると思います。年齢は関係ないと思います。

(谷口) ありがとうございます。

(石橋) よろしいですか？

(後藤) 聾学校です。今年17人の教員が新しく転任して来ました。そのうちの手話が最初からできるのが5名です。ですから12名は全く初めてですが、2か月ぐらい生徒と毎日使っていますとできるようになります。

(谷口) ああそうなんですか。

(後藤) 使わないと逆に指導ができませんので、必要に迫られてやっていますから。意欲とい

いますか、大事だと思います。

(谷口) わかりました。

(後藤) 年齢の高い教員も来ますので。それは大事です。

(国広) 国広です。これは希望です。2ページの第4-1。手話の普及(教育)の部分ですが、2、手話モデル校の設置ということで、東・中・西部に各1校設置ということなんですね。『手話普及に係る積極的な取り組みを実施する』ということで、これがもしも具体案あればお示しいただきたいのですが。ただ手話の普及という言い方になりますと、手話、いわゆる手先だけの表現に終わってしまうということをお大変心配しています。手話というのは、社会の中で健聴者とろう者がコミュニケーションを図るための手段であるということ、それは様々な思考をするときにも手話で思考するということをお聞いています。そういうところから手先だけの手の表現で終わるのではなく、例えば手話の講習会、ミニ講座であるとか、様々な計画がある中で、聞こえないということは何なのか、そういう大切な部分もキチンと入れ込んだ事業を展開してもらいたいと思います。手話だから手話の技術だけがうまければいいという、そういうものではないという考え方を持っていますので、やはりそのことが大切だろうと思います。施策を展開されるときに、そこにやはりキチンと目を向けていただきたい。これは要望です。

(石橋) 今のは、要望でしたが何か回答はありますか。

(足立) 特別支援教育課の足立です。今お話にありましたモデル校での実施について、まだ具体的にどういう中身をやっていくかということは、決めていませんが、おっしゃる通り手話技術の習得だけでなく、ろうに対する理解ということも併せてしていかないといけないと思います。今回作ります手話ハンドブック入門編という教材の中にも、聾学校の生徒の作文も入れたりと、ろうに関する子どもたちの想いもキチンと理解していただくことも入れていますので、そういったことも含めて、モデル事業の展開を検討していきたいと思っています。

(石橋) それではまだご意見をいただいている委員さんもいらっしゃいますが、何かありますでしょうか。

(門田) 鳥取医療センター門田です。予算のことではないですけどいいですか。病院協会としても、まだまだ手話の取組がほとんどできていません。先々週、東部地区の病院協会、事務長会があったんですが、一歩出ているのは、県立中央病院さんぐらいで、ほかの病院、私どもも含めて、手話の取組が全くできていないので、院内で勉強会をしたいと思うんですが、講師はどこに頼めばよろしいのでしょうか。そこがちょっと分からなくて。

(石橋) お願いします。

(日野) 医療センターさんで。

(門田) 病院協会、40病院あるのですが、それぞれ講師をどこに頼むかなという時の窓口というか。

(日野) 基本的には、例えばですが東部だったら県ろうあ団体連合会さんとか、中部・西部だったらふくろうさんがありますし、あと補助金の事務を障がい福祉課のほうでやっていますので、例えば障がい福祉課のほうに補助金の話と合わせて、講師はどこらへんに、何かいい人いないですかねとか、そういうふうにご相談いただければうちの方からでも紹介できますので、

ぜひご活用頂ければと思います。

(門田) ありがとうございます。それともう一点よろしいでしょうか。

(石橋) お願いします。

(門田) 先ほどの東部支部会、事務長会で話したときに病院にろうの方が来られたときに通訳の方も一緒に来られているのがほとんどらしいんですが、やはり医療の専門用語がなかなか通訳の方が理解できない人がいるので、「最終的には筆談になるんだよね。」という話があったのですが、そこらへんの教育というか、そこらへんはどんなふうに。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。やはり手話通訳の内容も、ろうの方が様々な場面に出て行けば、出ていくだけ、それに応じた専門性が必要になってきます。来年度のトレーナーの設置事業とか、手話通訳者の養成の方にも人とお金を増やして対応していかないといけないと考えています。病院の方が手話を覚える、そういう診察の内容ですと、病院にお勤めの方が手話を覚えるよりも、手話通訳の方が医療用語を覚えていただく方が早いのではないかと思いますので、そういった専門性が高まるようなことも考えていかないといけないと思っています。

(石橋) いいのでしょうか。小松委員さんはいかがでしょう。

(小松) 厚生事業団の小松です。実は20年ほど前、今と同じ厚生事業団の友愛寮に勤めておりましたときに、国広さんに手話をご指導いただいて、わずかな期間でしたけれども、3人の幼少期の息子たちと手話を習いに伺いました。先ほどお話があった通り使っていないと忘れてしまいます。先ほど年齢も関係ありません、意欲さえあればとおっしゃっていただいた通りだと思います。なので、友愛寮に戻ってきて、今ろう者の方はいらっしゃいませんが、施設のすぐ隣の厚和寮にいらっしゃいます、職員さんで。なので、いい機会だと思って、友愛に戻ってきてから、やはりもう一度手話を学習したいと思っています。今回このような機会をいただきありがとうございます。

(石橋) ありがとうございます。最後お時間になりましたが、私の方から一言いわせていただきます。2点あります。今回の条例制定。その意義、聞こえる方とろう者の方を対等な立場にするという考え方が非常に大きくあったと思います。今まで手話のことについても、聞こえないことについても、なかなかご理解をいただけない方が非常に多くいらっしゃったと思います。今回、この条例制定を機に、なかなか理解されなかった聞こえない方たちにスポットを是非当てていただきたいと思っています。そうすることで一人一人の聞こえない方たちの人生、ドラマが一人一人あります。ですから、私たちが行政、そして関係団体、学校関係者、様々な地域の方々も含めた方に、聞こえない方たちお一人お一人を見ていただいて、その方たちについて考えていただくきっかけを作らないといけないのではないかと感じています。そしてもう一つ、来年度予算に是非そのあたりも盛り込んでいただきたいと思っています。2つ目が聴覚障がい者支援センターという取組案が出ています。予算にぜひ盛り込んでいただきたいということなんですが、支援センターについて、支援という言葉に対して、私の方が抵抗感を覚えております。実際に私たちが望んできたものは、聴覚障がい者センターという名前で要望を重ねてきているのですが、この度、聴覚障がい者センターの中の機能の一つで、コミュニケーション支援、つまり意思疎通支援事業にあたりますが、聞こえない方だけが求めているものではないわ

けですね。聞こえる方たちも求めている。意思疎通というものは、双方が求めるものであると思います。聴覚障がい者には支援をするけれども、聞こえる人たちには支援をしないということになりかねませんので、そのような考え方を踏まえ、聴覚障がい者センターという名称にすべきではないかと思います。聴覚障がい者を特化して支援をするということではなく、聴覚障がい者センターという位置付けにしていくべきではないかと思います。それが条例に基づく考え方。聞こえない方と聞こえる方が対等になるという、ろう者が対等になるということにつながっていくのではないかと考えています。そのあたり予算のほうに盛り込んでいただきますようお願いいたします。時間のほうが参りましたので、閉会の時間になっていますが、これだけという方は是非よろしくお願ひいたします。

(鈴木) 岩美町の鈴木です。私はご覧のように右手が不自由でございまして、この鳥取県の手話言語条例ができたときに少し「えっ」という感じがしました。つまり私、手話がたぶん苦手になると思っています。ただ仕事柄、障がい者の方と例えば作業所とかでお話をするということもありますので、先日クリスマス会がありまして、でもちょっと手話をしてみようかなと思ったんですけども。インターネットでメリークリスマスというのをどうやってするのかというふうに思いまして。はじめは絵だけで示されたページがあつて、先ほどの藤井委員さんもおっしゃいましたけど、具体的にちょっとイメージがなかなか湧かない。YouTubeで見ると動きが付いてくるので、よく分かったというか、違っていたらごめんなさいね。たぶん「メリークリスマス」ってするんだと思うのですが、それを披露させてもらったということで、やっぱり紙・絵だけではわかりにくいことがあると思いますので、そのあたりもまた普及の中で検討していただきたいと思ひますし、それから手話を使われる方、数からしたら少ないと思ひますし、手話を使われる方と私のような手の不自由な人があいさつを交わすという場面もとても少ないのだろうと思ひますけれども。インターネットで見ても片手でできる手話というものもあるように見ました。雨の降っている日に傘をさして出会ったときに話をするという場面も非常に少ないんだらうと思ひますけれども、そういったこともできる可能性があるということですので、数が多いとか少ないではなくて、やはりそういった障がいのある方が気持ちよく暮らせる社会を作るといふことで、この手話言語条例というものは、本当に世界に誇る条例だろうと思ひますので、皆さんで育てていただきたいと思ひます。

(石橋) ありがとうございます。それに対して何か事務局のほうからありますか。

(日野) ありがとうございます。確かに絵は、私も絵だけを見ると結構違った手話をやったりするので、一番望ましいのは、動画とかで見られるのがベストかなと。手話チャンネルも作っていますので、なかなか動画が見せられないときは、絵にならざるを得ませんが、動画についても工夫をして、できるだけ県民の皆さんに、より鳥取県の手話を見ていただけるように県としても取り組んでいきたいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

(石橋) ありがとうございます。時間になりましたので、本日は記念すべき第一回目の手話施策推進協議会でしたけれども、全て円滑に進行することができました。ご協力をいただきましてありがとうございます。以上で閉会としたいと思ひますので、最後に事務局のほうから何か連絡事項等ありますでしょうか。

(秋本) 障がい福祉課の秋本です。次回の協議会ですが、また改めて日程調整をさせていただきますが、来年の2月の中頃とか、そのあたりを予定しています。今回は、資料の13ページに手話言語条例がありまして、13ページの第8条のところに『手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める』、第8条第2項で『手話施策推進協議会の意見を聴く』となっていますので、このあたりの手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策の策定スケジュールですとか、検討項目などについて、次回協議を行えればと考えています。事務連絡は以上です。

(石橋) それでは以上をもって施策推進協議会を閉会します。皆さんありがとうございました。